

水質汚濁に係る環境基準

1 環境基準

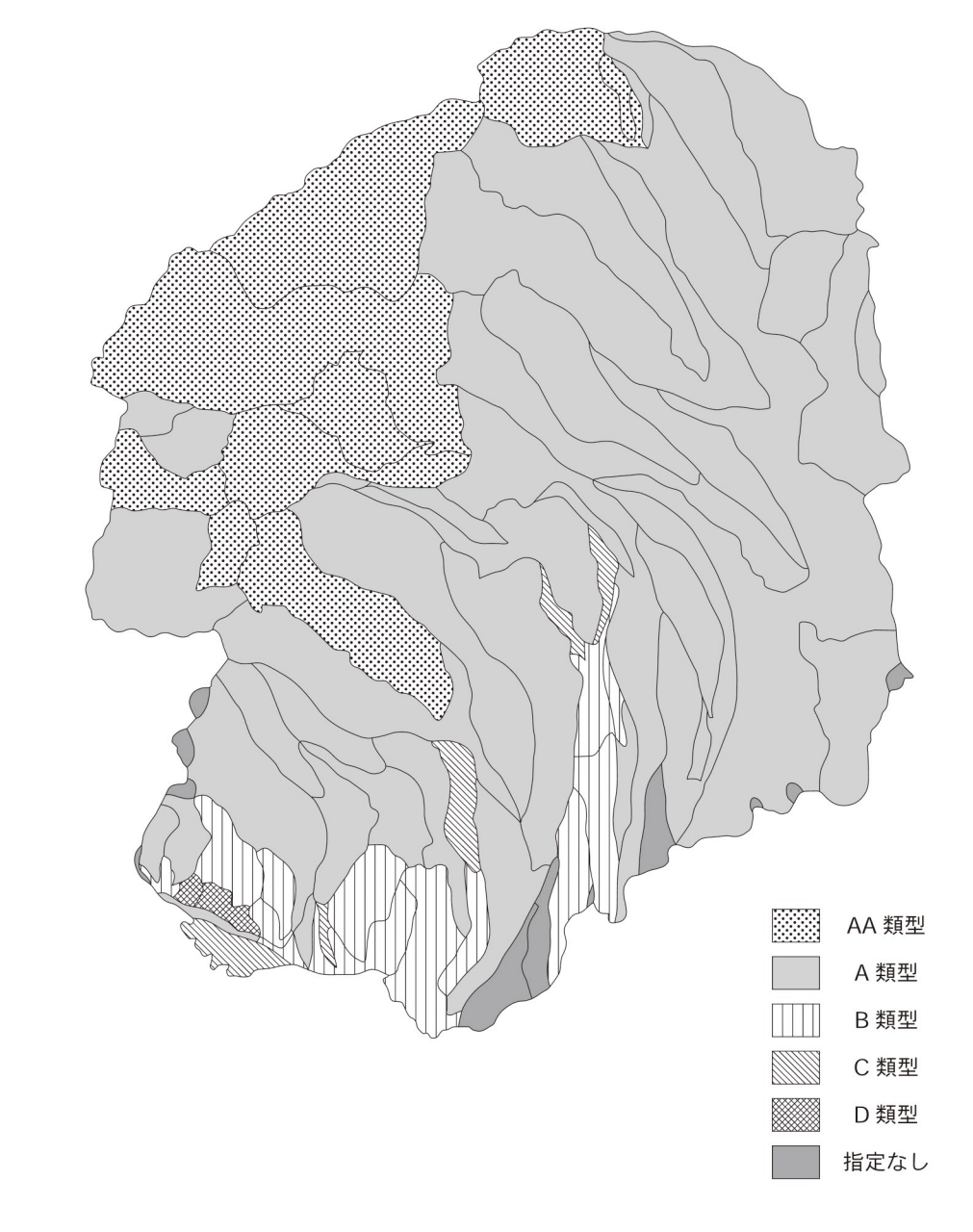
水質汚濁に係る環境基準は、環境保全上の目標値として、工場排水、工場立地、土地利用等の規制や、下水道整備等の公共事業等の諸施策を総合的に推進することによって維持・達成すべきものです。

環境基準は、昭和45(1970)年4月21日に閣議決定され、昭和46(1971)年12月28日付け環境庁告示第59号で公示されました。

表1 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

Table with columns: 項目, 基準値, 備考. Lists various water quality parameters like Ammonia Nitrogen, Nitrate Nitrogen, Dissolved Oxygen, etc., with their respective standards and explanatory notes.

栃木県水質環境基準類型指定図



- (注) (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
(2) 水道1級：汚濁等による通常の浄水操作を行うもの
(3) 水道1級：ヒメマス等貧栄養型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級
(4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
(5) 環境保全：国民の日常生活（泊岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

Table with columns: 項目, 利用目的の適応性, 基準値, 該当水城. Lists specific water quality standards for different utilization purposes like natural environment protection and drinking water supply.

- (注) (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
(2) 水道1級：汚濁等による通常の浄水操作を行うもの
(3) 水道2級：沈殿等による通常の浄水操作、又は、前処理等を行う高度の浄水操作を行うもの
(4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
(5) 環境保全：国民の日常生活（泊岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

Table with columns: 項目, 利用目的の適応性, 基準値, 該当水城. Lists water quality standards for utilization purposes such as protecting natural environments and drinking water.

- (注) (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
(2) 水道1級：汚濁等による通常の浄水操作を行うもの
(3) 水道2級：沈殿等による通常の浄水操作、又は、前処理等を行う高度の浄水操作を行うもの
(4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
(5) 環境保全：国民の日常生活（泊岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

Table listing water systems (水系) with columns: 水城名, 該当水城, 達成期間, 環境基準点, 設定年月日. Includes systems like Tone River, Sagami River, Tone River, Sagami River, Tone River, Sagami River, etc.

- (注) 1. 該当類型及び達成期間の欄は次のとおりとする。
(1) 該当類型は、表2「生活環境の保全に関する環境基準」を示す。
(2) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

2. 水城名及び環境基準地点は例外にあるものであっても、本図に関係あるものを含む。
那珂川(2) (飯沼)、鬼怒川(2) (川島橋)、渡良瀬川(上) (高津戸)、渡良瀬川(3) (渡良瀬大橋)、渡良瀬川(4) (三國橋)、押川 (越境橋)

2 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

Table with columns: 項目, 利用目的の適応性, 基準値, 該当水城. Lists water quality standards for public water bodies used for living environment protection.

備考
1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データを示すもの）の小さいものから順に並べた際の0.9%番目（nは日間平均値のデータ数の7.5%未満。0.9%が整数でない場合は繰上を切り上げた整数の値とする。）とする。
(2) 大腸菌数については、水素イオン濃度6.0以下7.5以下、溶存酸素5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）

- (注) 1 表中、規格とは、JIS-K0102をいう。以下の表も同し。
2 表中、付表とは、昭和46(1971)年環境庁告示第59号付表をいう。以下の表も同し。
3 (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
(2) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
(3) 環境保全：国民の日常生活（泊岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

2 生活環境の保全に関する環境基準類型指定状況

(1) 生活環境項目（表2（1）ア、（2）ア・イ）
国が指定権限を有する水城については、昭和45(1970)年9月の閣議決定により渡良瀬川上流水城を、昭和46(1971)年3月1日には環境庁告示第59号により那珂川、鬼怒川及び渡良瀬川の東濃河川を類型指定し、環境庁告示により平成13(2001)年3月に深山ダム貯水池と川治ダム貯水池を、平成15(2003)年3月に川治ダム貯水池を、平成25(2013)年6月に渡良瀬貯水池を類型指定しました。

表3 環境基準類型指定水城一覧表（生活環境項目）

Table with columns: 水系, 水城名, 該当水城, 達成期間, 環境基準点, 設定年月日. Lists water quality standards for various water bodies like Tone River, Sagami River, Tone River, Sagami River, etc.

表4 環境基準類型指定状況（生活環境項目）

Table with columns: 区分, 水城, 類型, 別水城数内訳, 環境基準地点数. Lists water quality standards for different regions and water bodies.

(注) 1. 渡良瀬川上流水城は、水城数には計上しているが、同水城の環境基準点（高津戸）は地点数に含んでいない。
2. 類型のうち、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては1級基準及び併存の類型を示す。
3. その他の水城とは、押川（久慈川水系）及び利根川に直接流入する西仁連川である。
4. 河川・湖沼数は、環境基準点設定されている河川・湖沼のみ計上している。

表5 環境基準類型指定水城一覧表（水産生物保全項目）

Table with columns: 水系, 水城名, 該当水城, 達成期間, 環境基準点, 設定年月日. Lists water quality standards for water bodies related to water and aquatic life protection.

- (3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧栄養性水城の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級
(4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
(5) 環境保全：国民の日常生活（泊岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

Table with columns: 項目, 水産生物の生息状況の適応性, 基準値, 該当水城. Lists water quality standards for aquatic life habitat suitability.

表6 環境基準類型指定水城（水城類型ごとに指定する水城）

Table with columns: 項目, 利用目的の適応性, 基準値, 該当水城. Lists water quality standards for different utilization purposes like natural environment protection and drinking water.

- (注) 1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
3. (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
(2) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
(3) 環境保全：国民の日常生活（泊岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

水城名

Table listing water systems (水系) with columns: 水城名, 該当水城, 達成期間, 環境基準点, 設定年月日. Includes systems like Tone River, Sagami River, Tone River, Sagami River, etc.

表6 環境基準類型指定状況（水産生物保全項目）

Table with columns: 区分, 水城, 類型, 別水城数内訳, 環境基準地点数. Lists water quality standards for different regions and water bodies.

(注) 1. 該当類型及び達成期間の欄は次のとおりとする。
(1) 該当類型は、表2「生活環境の保全に関する環境基準」の類型を示す。
(2) 達成期間の分類（イ）は、直ちに達成
2. 水城名及び環境基準地点は例外にあるものであっても、本図に關係する次の水城を含む。
那珂川(下) (野口)、鬼怒川(1)(2) (川島橋)、渡良瀬川(3) (4) (三國橋)、押川 (越境橋)

表6 環境基準類型指定状況（水産生物保全項目）

Table with columns: 水系, 水城名, 該当水城, 達成期間, 環境基準点, 設定年月日. Lists water quality standards for various water bodies like Tone River, Sagami River, Tone River, Sagami River, etc.